設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第26条第１項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第１項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和３年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成22年度から令和３年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成22年度から令和３年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045

O_{23} ＝ 0.044

O_{24} ＝ 0.044

O_{25} ＝ 0.044

O_{26} ＝ 0.043

O_{27} ＝ 0.042

O_{28} ＝ 0.0422

O_{29} ＝ 0.0422

O_{30} ＝ 0.04180

設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第26条第１項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第１項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和２年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成22年度から令和２年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成22年度から令和２年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{22} ＝ 0.045

O_{23} ＝ 0.044

O_{24} ＝ 0.044

O_{25} ＝ 0.044

O_{26} ＝ 0.043

O_{27} ＝ 0.042

O_{28} ＝ 0.0422

O_{29} ＝ 0.0422

O_{30} ＝ 0.00025